

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の改正について

1 改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行に伴い対象施設、整備基準の見直しを行った。

(1) 施行日 平成25年4月1日

(2) 内容

①公共車両等の範囲の拡大（第10条関係）

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものに限る。）を追加

②対象となる施設の追加（別表第1関係）

公共的施設及び特定公共的施設の対象となる施設に公共用歩廊を追加

③整備基準の所要の改正（別表第2関係）

バリアフリー法の施行に伴う整備基準の改正

④③に伴う様式の整備（様式第2号その1・様式第2号その2・様式第2号その6関係）

2 資料

(1) 島根県報号外第13号

(2) 新旧対照表